

【令和7年度 政策・調整会議】

件 名：川崎臨海部投資促進制度の見直し等（案）について

日 時：令和7年11月14日（金）13：12～13：14

場 所：本庁舎7階特別会議室

●付議理由

「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金（制度1）」「川崎臨海部土地利用整序化奨励金（制度2）」の制度期間終了に伴い、川崎臨海部を取り巻く環境が急速に変化していることを踏まえた制度の見直しを行うことで、川崎臨海部の産業競争力の強化を促進するため。

また、「川崎臨海部研究開発機能強化補助金（制度3）」について、本制度を活用して新設した賃貸R&D施設に入居するテナント事業者に対する支援を行い、多様な企業の集積を促進し、川崎臨海部における新たな戦略拠点の形成を推進するため。

●付議概要

川崎臨海部投資促進制度の見直し等について、案として取りまとめる。

＜案＞

1 川崎臨海部産業競争力強化促進補助金（制度1）

(1) 川崎臨海部に立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図るとともに、カーボンニュートラルコンビナートの実現、大規模な土地利用転換の早期実現など、経済状況・社会情勢等の変化に対応するため、補助金を交付することにより、市内経済をけん引し、わが国の重要な産業拠点である川崎臨海部の産業競争力を強化する。

(2) 現行制度を見直し、現行制度の対象事業に加えて、操業年数に関わらず、川崎臨海部の事業者等による「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の推進に資する設備投資などの特定の事業も対象とする。

(3) 本見直し（案）は、5年間の時限措置とし、5年後の経済状況・社会情勢等に合わせて見直すものとする。

2 川崎臨海部土地利用整序化奨励金（制度2）

・活用実績がなく、運用効果が乏しいことから、本奨励金については令和7年度をもって廃止とする。

3 川崎臨海部研究開発機能強化補助金（制度3）

・法人市民税（法人税割）又は固定資産税（償却資産）相当額を補助金として交付することにより、多様な企業等による研究開発拠点形成を図る。

●結論

案のとおり了承。